

平成31年度の国民健康保険税率が決定しました

国民健康保険(国保)は、各都道府県が財政の責任主体として市町村と共に国保事業を運営しています。京都府が府全体の保険給付費を推計し、その保険給付費に充てるための国保事業費納付金の額を決定し、府内の各市町村に通知します。市町村は、納付金として京都府へ納める分と保健事業を加えた分を保険(料)税として被保険者に負担いただきます。南丹市では、府が示す標準保険料率をもとに、平成31年度の保険税率を次の通り決定しました。国保の安定的な運営のためご理解をお願いします。

●国民健康保険税率(平成31年度)

	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40歳～64歳)
所得割 (世帯の被保険者の 所得に応じて計算)	課税対象所得の 7.12%	課税対象所得の 2.83%	課税対象所得の 2.2%
+ (課税対象所得=前年の総所得金額等-基礎控除33万円)			
均等割 (世帯の被保険者数 に応じて計算)	被保険者 1人あたり 24,300円	被保険者 1人あたり 10,100円	被保険者 1人あたり 11,500円
+			
平等割 (一世帯につきいく らと計算)	23,000円	6,100円	6,300円
合計	世帯の保険税		
また、以下のとおり、それぞれ区分毎に課税限度額が設けられています。			
課税限度額	61万円	19万円	16万円

- ・保険税は世帯ごとに決まり、世帯主が納めます。
- ・6月中旬に税額を決定し、世帯主へ通知します。
- ・納税は、便利で安心な口座振替をご利用ください。

●軽減制度 次の場合に保険税の平等割と均等割の軽減が受けられます。

2割 軽減	世帯主(擬制世帯主を含む)および世帯内の全被保険者の昨年の1月から12月までの総所得が、33万円に世帯内の全被保険者1人あたり51万円加算した金額以下の世帯
5割 軽減	世帯主(擬制世帯主を含む)および世帯内の全被保険者の昨年の1月から12月までの総所得が、33万円に世帯内の全被保険者1人あたり28万円加算した金額以下の世帯
7割 軽減	世帯主(擬制世帯主を含む)および世帯内の全被保険者の昨年の1月から12月までの総所得が、33万円以下の世帯

- ・軽減判定には、正しい申告が必要です。申告されていない場合は、軽減を受けられない場合があります。

※世帯主本人が国保加入者でない場合でも、家族に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者になります。その世帯主を「擬制世帯主」といいます。

※昭和29年1月1日以前に生まれた方で、年金所得がある場合は、年金所得からさらに15万円引いた額で軽減の所得判定を行います。

●保険税の納め方

<40歳未満の方>

医療保険分と後期高齢者支援金分をあわせて、国保の保険税として納めます。

- ・医療保険分
- ・後期高齢者支援金分

<40歳以上65歳未満>(介護保険の第2号被保険者)

医療保険分と後期高齢者支援金分に、介護保険分をあわせて、国保の保険税として納めます。

- ・医療保険分
- ・後期高齢者支援金分
- ・介護保険分